

記

- 一、爭議發生ノ日時 昭和九年八月二十五日
- 二、爭議發生ノ場所 浅草区浅草公園第六区四階
- 三、事業主側

人名 日本興行株式会社

代表 専務 高橋寅昌

資本金 貳百萬圓（全額拂込）

事業ノ種類 映画興業

企業系統 ナシ

6、使用労働者 直営館十館三二七八内女一（一名）

四、労働者側

1、爭議参加労働者 六六名

2、應援並所屬組合 日本映画従業員組合

3、爭議参加者中組合加入者 全員六六名（内女一三名）

五、爭議發生ノ原因

日本活動寫真株式會社ニ於テ音楽士 説明者ノ本社直屬制ヲ本日十八日發表シ同時ニ本社直屬制度ノ確立ト共ニ前年爭議解決覺書ノ解消ヲ意味スル協定書ヲ作成調印方ヲ各關係従業員ニ送達シタルニ端ヲ發シ日映所屬組合員人之シニ反對シ全組合ノ従業員大會ヲ開催ストライキヲ決行スルコトヲ決議セルニ基キ日興本社ニモ同様勸願書ヲ提出本月二十五日其ノ回答ヲ求メタルカ誠意ナシトテ別紙 要求書ヲ提出爭議ニ入レルモノナリ

六、經過

日活本社ノ協定書問題ニ端ヲ發シ日本映画従業員組合ニ於テハ量ニ全組合ヨリ分離シ單組組合トシテ日活日興従業員組合ヲ結成シ居レル會社系ノ組合員モアリ日活系所屬組合員ノミヲ以テ抗争スルトモ人勝利ノ見透シナキヲ